

第2 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案及び市民意見募集の実施について

1. 趣旨

「神戸市一般廃棄物処理基本計画(以下、一廃計画)」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、神戸市の一般廃棄物(ごみ及び生活排水)の減量・資源化と適正処理に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

平成 23 年2月に「第4次一廃計画」を策定し、「低炭素社会」、「自然共生社会」にも資する「循環型社会」を神戸で実現していく『もったいない!』で築く循環型都市“こうべ”として、市民・事業者の理解、協力の下、容器包装プラスチックの分別収集の導入や分別ルール等の啓発・排出指導に取り組んできました。その結果、ごみ発生量については平成 25 年度実績においてすでに目標を達成しています。一方、資源化量、最終処分量については目標達成が難しい状況です。また、①人口減少・超高齢社会の進展、②国の計画、③市民・事業者の意識などの社会情勢の変化に対応していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、この度「一廃計画」を改定することとなり、平成 26 年 11 月の神戸市環境保全審議会において専門部会を設置し、6回にわたる審議が行われました。

この度、神戸市環境保全審議会において、「一廃計画」改定案がとりまとめられたことから、次のとおり、広く市民・事業者の意見を募集します。

2. 「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案の概要

(1) 計画期間

2016(平成 28)年度～2025(平成 37)年度

(2) 将来目標等

① 基本理念

次世代へつなげる循環型都市“こうべ”

② 減量目標

・家庭系ごみ(資源物除く)1人1日あたりごみ排出量
・事業系ごみ総排出量 } 10%削減

③ 基本方針

3つの基本方針を設定し、施策を展開する

I むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立(2Rの推進)

II 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底

III 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開
(詳細は『「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案の概要』参照)

3. 意見提出の方法等

(1) 意見募集期間

平成 27 年 12 月 10 日(木曜)から平成 28 年1月 15 日(金曜)まで

(2) 閲覧資料

- ・神戸市一般廃棄物処理基本計画改定案(概要版)
- ・神戸市一般廃棄物処理基本計画改定案

(3) 資料の閲覧

意見募集期間中、次の場所で閲覧に供します。

- ・環境局環境政策部資源循環政策課
- ・市政情報室
- ・各区役所まちづくり課又はまちづくり推進課、須磨区役所北須磨支所、北区役所北神出張所、西区役所西神中央出張所

※上記のほか、神戸市ホームページにおいて、資料を閲覧いただけます。

(4) 意見の提出先及び提出方法

- ・提出先 環境局環境政策部資源循環政策課
- ・提出方法 郵送、ファックス(078-322-6064)、直接持参、
電子メール(3r@office.city.kobe.lg.jp)のいずれか

4. 意見募集後の予定

いただいたご意見に対し、神戸市ホームページで一括して市の考え方を公表します。

また、今回の意見を踏まえ、神戸市環境保全審議会より計画改定案の答申を受け、本市として改定計画を確定し、公表する予定です。

「神戸市一般廃棄物処理基本計画」改定案の概要

1. 計画の策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

「神戸市一般廃棄物処理基本計画(以下、一廃計画)」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、神戸市の一般廃棄物(ごみ及び生活排水)の減量・資源化と適正処理に関する施策を総合的・計画的に推進するための計画です。

(2) 計画期間

平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とし、平成 32 年度を中間目標年度とします。

2. ごみ処理の現状と課題

平成 23 年 2 月に「第 4 次一廃計画」を策定し、「低炭素社会」、「自然共生社会」にも資する「循環型社会」を神戸で実現していく『もったいない!』で築く循環型都市“こうべ”として、市民・事業者の理解、協力の下、容器包装プラスチックの分別収集の導入や分別ルール等の啓発・排出指導に取り組んできました。その結果、ごみ発生量については平成 25 年度実績においてすでに目標を達成しています。一方、資源化量、最終処分量については目標達成が難しい状況です。

また、①人口減少・超高齢社会の進展、②国の計画、③市民・事業者の意識などの社会情勢の変化に対応していくことが求められています。中でも 2R(リデュース・リユース)の取り組みの推進、分別・排出ルールの徹底による紙や容器包装プラスチックなどのリサイクルの推進、高齢者等への支援、若者や外国人、共同住宅(マンション)入居者、中小規模の事業者等、これまで情報が届きにくかった人たちへの情報発信などが新たな課題となっています。

3. ごみ処理の将来目標

(1) 基本理念

次世代へつなげる循環型都市 “こうべ”

これまでのごみの減量・資源化の成果を踏まえ、今後も継続的に排出・分別ルールの啓発に努めるとともに、市民・事業者の理解・協力を得ながら減量・資源化に取り組んでいきます。あわせて、ごみに関して多くの人の意識・関心を高めることにより、これまでの成果を親から子、子から孫の世代へ息長くつないでいきます。

そして、目指すべきまちの姿として、ごみとなるものが減り、排出ルールがきちんと守られ、資源として再利用されるものが正しく分別された『次世代へつなげる循環型都市“こうべ”』の実現を目指し、豊かな自然のめぐみを将来にわたって享受し続けられるよう、現世代がその保全に貢献していきます。

(2) 基本方針

1. むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立（2R [リデュース・リユース]の推進）
2. 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底
3. 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

施策展開については、市民相互のきずなや活発な地域活動といった神戸の特性を生かし、市民・事業者の協力の下、継続的な啓発に努めていきます。

さらにデザインを工夫することで市民・事業者の取り組み意識を高め、日々の具体的な行動に結びつく効果的な方法で施策を展開していきます。

(3) 計画の目標

これまでのごみの減量・資源化の取り組みや排出・分別ルールの啓発を継続していくことに加え、今後一層の減量・資源化施策に取り組むこととし、ごみ排出量の削減目標を次のとおり設定します。

目標：10%削減	（平成25年度比）
① 家庭系ごみ = 1人1日あたり排出量（資源物を除く）	
② 事業系ごみ = 排出量の総量	

目標指標や参考指標は以下のとおりです。

		平成25年度 （基準年度）	平成32年度 （中間目標年度）	平成37年度 （目標年度）	増減量(率) (25-37年度比)
目標指標	① 家庭系ごみ(資源物除く) (1人1日あたり)	500g	470g	450g	△50g (△10%)
	② 事業系ごみ排出量	195,400トン	184,400トン	175,400トン	△20千トン (△10%)
参考指標	③ 発生量	642,800トン	610,500トン	582,300トン	△60.5千トン (△9%)
	④ 資源化率	24%	26%	27%	3%増
	⑤ 焼却量	462,200トン	449,400トン	422,700トン	△39.5千トン (△9%)
	⑥ 最終処分量	86,900トン	76,100トン	68,400トン	△18.5千トン (△21%)
	⑦ 温室効果ガス排出量	229,800トン	166,500トン	157,600トン	△72.2千トン (△31%)

4. 目標実現に向けた施策の展開

将来目標の実現に向け、3つの基本方針に基づいて施策を展開していきます。

(1) 基本方針1 むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立（2Rの推進）

3Rの考え方に基づきリサイクルよりも、2Rの取り組みを優先的に取り組みます。具体的には、計画的な買い物や食べきりの推進など食品ロスの削減や古着・古布の再使用の推進などに努めます。また、減量・資源化が進む仕組みづくりとして経済的誘導策について検討していきます。

(2) 基本方針2 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルール徹底

排出・分別ルールの徹底や資源集団回収活動への助成などにより紙や容器包装プラスチックなどの資源化を図ります。また、小型家電リサイクルなど新たな分別に取り組みます。あわせて、高齢化対策として、地域住民だけでは対応が難しい高齢者等のごみ出しの支援や排出指導を、地域福祉とも連携しながら取り組んでいきます。

環境負荷やコストをできるだけ減らすために、3クリーンセンター体制における中継施設を活用した安定的・効率的な処理システムを構築していきます。

(3) 基本方針3 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

これまで以上に幅広く情報を発信し、行動につながる取り組みを行います。ごみに対して関心が低い若い世代や分別が難しい高齢者でもわかりやすい排出・分別ルールの周知に努め、ルール徹底が難しい共同住宅(マンション)入居者、外国人、店舗付き住宅居住者等に対しても、管理者や地域と連携して積極的に啓発や指導を行っていきます。

5. ごみ処理の方向性

排出されたごみは、生活環境の保全上支障が生じないうちに、収集・運搬し、処分していきます。

中間処理施設については、市民の良好な生活環境の維持と公衆衛生の向上を図るため、法令等に基づく基準を遵守し、安全・安心な適正処理を行います。

平成29年度には、第11次クリーンセンターの稼働にあわせて、東クリーンセンター、西クリーンセンターとの3クリーンセンター体制において中継施設などを活用した効率的な収集・処理体制(ネットワーク)を構築します。これにより迅速かつ確実な収集が可能になり、「燃えるごみ」の早期収集など現在の市民サービスを維持していきます。また、大型車両への積替え輸送により車両台数を減らし、CO₂排出量を削減するとともに、ごみ発電の効率化を図ります。そして、災害等緊急時においては、中継施設の活用等により安定的な処理を行っていきます。

このようにごみを迅速かつ確実に収集・運搬し、全体最適を図りながら安定的に処理していくためにも、3クリーンセンター体制を維持していきます。